

災害対策基本法の改正に伴い 「放置車両の移動訓練」を実施します（四国初） ～大雪災害を想定した実働訓練～

平成26年11月14日に災害対策基本法の改正法が成立し、本法律が21日に施行されることとなりました。これにより、大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策の強化が図られることとなります。

この改正を踏まえて、国土交通省松山河川国道事務所では、四国で初めて、大雪時に走行不能となった車両が路上に放置され、通行障害となった場合の道路交通の確保を目的とした「放置車両の移動訓練」を以下のとおり実施します。

- 日 時 平成26年11月26日（水） 11:00～12:00
※小雨決行（ただし、大雨・雪等の場合は中止）
- 場 所 愛媛県東温市河之内 国道11号 登坂車線
【参考資料-1参照】
- 参加機関 松山南警察署、一般社団法人日本自動車連盟（JAF）、
松山河川国道事務所及び道路維持工事受注業者 約30人
- 内 容 大雪時に国道上に放置されている車両を想定した移動訓練
【参考資料-2参照】
- その他 当日取材可

※改正災害対策基本法の概要は、【参考資料-3】参照。

平成26年11月18日
国土交通省 四国地方整備局 松山河川国道事務所

本施策は、四国圏広域地方計画「NO. 6 防災力向上プロジェクト」の取組に該当します。

【問い合わせ先】（○：主な問い合わせ先）

国土交通省 四国地方整備局

松山河川国道事務所 TEL089-972-0034（代表）

副 所 長 黒木賢二郎

道路管理第一課長 大谷昭人

西条国道維持出張所 TEL0897-56-1264

出張所長 中野晴樹

松山第一国道維持出張所 TEL089-956-0326

○出張所長 楠定晴

松山第二国道維持出張所 TEL089-978-2382

出張所長 松本洋一



【この地図は、国土地理院の標準地図25000を使用したものである。】



※移動訓練の取材・見学等の駐車場は、国道11号「レストパーク桜三里」をご利用ください。

◆訓練内容

○訓練の目的

大雪時に走行不能となった車両が路上に放置され、通行障害となった場合等の道路交通の確保を目的とし、関係機関との連携や車両の移動の手順を確認する。

○実施日及び場所

- ・実施日:平成26年11月26日(水) 11:00~12:00
- ・実施場所:東温市河之内(国道11号 登坂車線付近)(距離標:214k000下り)

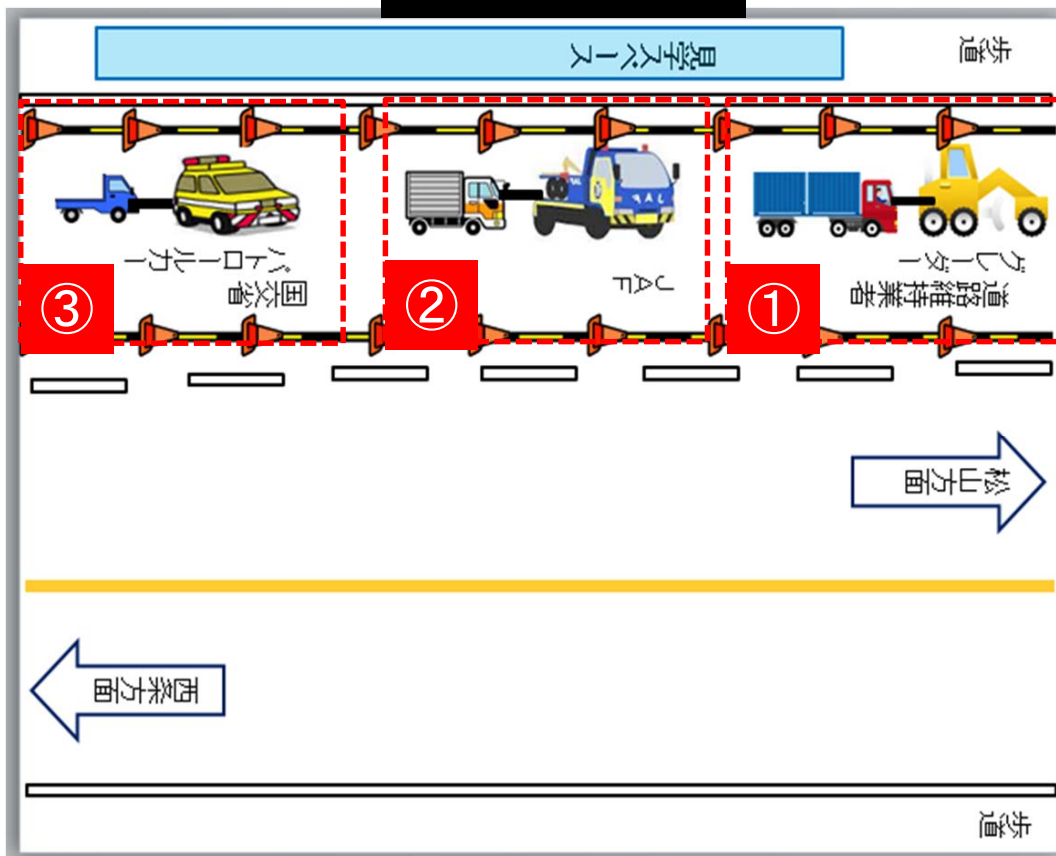
○参加機関

- ・国土交通省松山河川国道事務所
- ・松山南警察署
- ・一般財団法人日本自動車連盟(JAF)
- ・管内国道の道路維持工事受注業者

○訓練内容

- (1) 放置車両による渋滞等の確認のため、道路パトロールカーにて状況確認。
- (2) 放置車両の現認および報告。
- (3) 県警パトロールカーの先導で移動作業車の出動。
- (4) 移動作業開始。
 - ① スタックしたトレーラー車(運転手は運転席でどうすることも出来ない状態)を、グレーダーにて移動。【道路維持工事受注業者】
 - ② JAF作業車により大型トラック(運転手不在だがドアの鍵は開いている状態)を道路の拡幅部まで移動する。【JAF】
 - ③ 国交省パトロールカーで牽引し、簡易ジャッキにて、普通乗用車(運転手不在でドアに鍵がかかっている状態)を道路の拡幅部まで人力で移動する。【国土交通省】
- (5) 移動完了後、車両に通知書を貼り付ける。

【訓練会場 イメージ】



大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策の強化に係る所要の措置を講ずる。

改正の背景

- ・首都直下地震など大規模地震や大雪等の災害時には、被災地や被災地に向かう道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生し、消防や救助活動、緊急物資輸送などの災害応急対策、除雪作業に支障が生ずるおそれ。
- ・一方、道路法に基づく放置車両対策は、非常時の対応としては制約があるため、緊急時の災害応急措置として、災害対策基本法に明確に位置づける必要。



法律の概要

1 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策（災害応急措置として創設）

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は、区間を指定して以下を実施。

- ・緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令
- ・運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動
(その際、やむを得ない限度での破損を容認し、併せて損失補償規定を整備)

※ ホイールローダー等による車両移動

被災地へアクセスする道路についても、緊急通行車両の通行のため、緊急に啓開が必要



(首都直下地震における八方向作戦の例)

2 土地の一時使用等

1の措置のためやむを得ない必要がある時、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分が可能。

※ 沿道での車両保管場所確保等



車両移動のための具体的方策
(例:ホイールローダーによる移動)

3 関係機関、道路管理者間の連携・調整

- ・都道府県公安委員会は、道路管理者に対し、1の措置の要請が可能
- ・国土交通大臣は、地方公共団体に対し、1の措置について指示が可能
(都道府県知事は、市町村に対し指示が可能)

※ 高速道路については、高速道路機構及び高速道路会社が連携して対応